

あなたのその行動、 いじめではありませんか？

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。



いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

本人が「いじめ」と感じれば「いじめ」です。

暴力を含め、ひやかしやSNSでの攻撃、すべて「いじめ」になります。

「いじめ」は絶対に許しません。